



平成26年度

# 介護保険料決定

平成26年度の市町村民税の課税状況が6月に確定したことに伴い、65歳以上の人の平成26年度介護保険料(年額)が決定しました。

問合せ 長寿支援課 ☎ 321175

## ■8月中旬頃に 保険料徴収のお知らせを発送します

介護保険料は、4月1日現在の被保険者本人と世帯員の前年中の所得に対する市町村民税の課税状況により決定します。  
 保険料徴収のお知らせは、特別徴収(年金天引き)の人と普通徴収(口座振替)の人には、はがきを送ります。普通徴収(納付書納付)の人には、封書で納付書を送ります。

## ■保険料の納め方

### 65歳以上の人

#### ▼特別徴収(年金天引き)の人

現在受給している年金の年額が18万円以上の人は特別徴収となります。保険料は、年金支給の際に差し引かれます。手続きは必要ありません。  
 年金の年額が18万円以上でも、次のような場合は個別支払(普通徴収)になります。

ます。

- ・年度の途中で65歳になったとき
  - ・年度の途中で他の市区町村から転入したとき
  - ・年度の途中で所得段階の区分が変更となったとき
  - ・年度の初め(4月1日)の時点で年金を受けていなかったとき
- など

#### ▼普通徴収の人

特別徴収の条件に当てはまらない人は普通徴収となり、市から送付される納付書で納期限までに納めていただきます。  
 また、便利で安全な口座振替による納付もできます。

### 40〜64歳の人

加入中の医療保険(国民健康保険、社会保険など)の保険料に加算して納付します。介護保険料の算定方法は、各医療保険によって異なります。



65歳以上の皆さん

平成26年度 保険料の年額をチェックしてみましょう

## スタート

生活保護を受けている。  
 または、4月1日現在、老齢福祉年金を受給しており、世帯全員が市町村民税非課税である。

はい

いいえ

世帯全員が市町村民税非課税である。

はい

本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下である。

はい

いいえ

いいえ

本人は市町村民税非課税である。

はい

本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下である。

はい

いいえ

いいえ

本人の合計所得金額が190万円未満である。

はい

いいえ

所得段階区分	算定方法 基準額年額×保険料率	年間保険料額	
		月額保険料額	年間保険料額
第1段階	64,800円×0.5	32,400円	2,700円
		2,700円	
第2段階	64,800円×0.5	32,400円	2,700円
		2,700円	
第3段階	64,800円×0.75	48,600円	4,050円
		4,050円	
第4段階	64,800円×0.9	58,300円	4,860円
		4,860円	
第5段階	基準額年額 64,800円	64,800円	5,400円
		5,400円	
第6段階	64,800円×1.25	81,000円	6,750円
		6,750円	
第7段階	64,800円×1.5	97,200円	8,100円
		8,100円	